

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	健康づくり推進課
処分の 名称	予防接種の実費の徴収
処分権者	市長
根拠規定	予防接種法第28条
基準規定	予防接種法第28条
処分基準	予防接種法第28条 （実費の徴収） 第28条 定期の予防接種又は臨時の予防接種（特定B類疾病に係るものに限る。）を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	健康づくり推進課
処分の 名称	命令に従わない場合の給付差止め
処分権者	市長
根拠規定	予防接種法施行令第16条第2項
基準規定	予防接種法施行令第16条第2項
処分基準	予防接種法施行令第16条第2項 （A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種に係る年金たる給付に係る診断及び報告） 第16条2 予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、予防接種に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	健康づくり推進課
処分の 名称	使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市保健センター条例第6条
基準規定	周南市保健センター条例第6条
処分基準	周南市保健センター条例第6条 （使用の許可の取消し） 第6条 市長は、第4条による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は賠償の責めを負わない。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 使用の許可条件に違反したとき。 （3） 許可を受けた後に使用者の責めに帰すべき事由により前条第1項の事情が生じたとき。 （4） その他市長において特に必要があると認めたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	健康づくり推進課
処分の 名称	賠償受給額相当額の返還命令
処分権者	市長
根拠規定	予防接種法第18条第2項
基準規定	予防接種法第18条第2項
処分基準	予防接種法第18条第2項 （損害賠償との調整） 第18条2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	健康づくり推進課
処分の 名称	不正受給者からの給付額の徴収
処分権者	市長
根拠規定	予防接種法第19条第1項
基準規定	予防接種法第19条第1項
処分基準	予防接種法第19条第1項 （不正利得の徴収） 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	健康づくり推進課
処分の 名称	損害賠償の需給による給付の制限
処分権者	市長
根拠規定	予防接種法第18条第1項
基準規定	予防接種法第18条第1項
処分基準	予防接種法第18条第1項 （損害賠償との調整） 第18条1 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例法第13条第2項第4号